

### 協調会調査事業の特徴

TAKAHASHI, Hikohiro / 高橋, 彦博

---

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

522

(開始ページ / Start Page)

2

(終了ページ / End Page)

9

(発行年 / Year)

2002-05-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006720>

# 協調会調査事業の特徴

高橋 彦博

---

- 1 調査研究機関としての協調会
- 2 協調会調査報告の総量
- 3 「労働調査」から「指導調査」へ
- 4 「国民生活調査」の展開

## 1 調査研究機関としての協調会

協調会について、『広辞苑』を見ると、1955年の初版以来、最新版である1998年の第5版にいたるまで、43年間、ほとんど変更なしに、協調会は「労資協調会」であったとする不正確な理解にもとづく記述がつづけられている。「資本家と労働者との協同調和を目的とし、労資紛争の防止・調停、及び社会問題の解決・調査・研究などを事業とした財団法人」であるとするのが、『広辞苑』の協調会についての記述である。

すでに私の著書『戦間期日本の社会研究センター 大原社研と協調会』（柏書房、2001年）でふれたところであるが、『広辞苑』のこの記述には、誤解を招く理解が、おそらくは誤りと言える理解が含まれている。協調会という社会的な機関の特徴を説明しようとするならば、協調会が「労資紛争の防止・調停」を第一の事業目的とする機関であったとする把握には問題があるのであって、まずなによりも、それは「社会政策の調査研究機関」であったとしなければならない。

そもそも、協調会は、労資紛争の「防止」が可能であり、社会問題の「解決」が可能であるとする認識から出発した機関ではなかった。労資紛争も社会問題の発生も不可避であるとする認識を前提としていたのであり、そうであるからこそ、資本家と労働者の「協同調和」すなわち「協調」が必要であるとする立場を示していたのであった。協調会を主導するのは内務官僚社会派であったが、彼らは、労資紛争への対応策として求められているのは「労働組合法」であり、社会問題への対応策として求められているのは「社会政策の徹底実施」であるとする認識をもっていた。そこで設立されたのが財団法人協調会なのである。財団法人協調会の寄付行為を見ると、法人目的の第一項目となっているのは「社会調査に関する諸般の調査研究」であり、「労働紛議の仲裁和解」は第五項目であった。

協調会を、労働争議の調停を第一目的として設立された機関であるとする理解は、設立当初から

協調会にまつわる偏った理解であった。したがって、発足直後の協調会にとって大きな課題となったのは、一般に広まっている争議調停機関としてのイメージを払拭することであった。発足して一年も経ってから「協調会宣言」が明らかにされたのはそのためであり、宣言発表の際に、協調会の代表者は「世人は往々にして協調の意義を調停と解したるためか、本会の主たる目的事業が紛議の調停にあるかの如き誤解を生じたことは遺憾である」と説明している（永井亨「協調会の目的及事業」『社会政策時報』1921年4月）。

政党政治期から準戦時体制にかけて浮動する軌跡を残した協調会であったが、協調会が、その事業の第一の目的を調査・研究事業に置くとする姿勢を変えることはなかった。むしろ「非常時局」の状況認識とともに、それまで以上に、調査・研究機関としてのあり方を協調会本来のあり方として自覚するようになり、協調会は、戦時体制下においてなによりも調査・研究事業を積極的に推進する機関となっていた。

## 2 協調会調査報告の総量

協調会が28年間の調査研究事業で挙げた成果を調査報告の総量で見れば、それは計算の仕方によるが、かなりの量となっている。協調会の調査報告数を、「生計調査」とか「家賃調査」とか「農村調査」などの実態調査（実査）に関する報告の数に限定してとらえるのであれば、調査報告の総体を把握することにならない。協調会において、数量の面で言えば、面接方式や質問票方式による「実査」の結果についての報告は、調査報告総体の一部分にすぎなかった。

協調会において調査研究活動は、調査課、労働課、農村課などの組織全体が取り組む日常業務となっていた。各課の調査研究活動の成果は報告書・記録文書となり、そのかなりの部分が公開された。収集した資料・文献は整理・保存されて協調会の財産となり、文献の多くは図書館で公開された。そのような、協調会の、いわば知的資産の公示形態の一つが調査報告となっていたのであるが、その形式は明示された「実査報告」に限定されず、ばくぜんと「調査資料」として公表され、記録されるケースが多かったのである。「調査資料」とは、「調査のための資料」を意味するよりも「調査結果としての資料」を意味していた。

そうではあったのであるが、協調会の調査報告として把握が容易なのは『俸給生活者・職工生計調査報告書』（1925年）など、いくつかの大きな規模で行われた「実査報告」である。それぞれのテーマについて家計簿記入とか質問票記入方式とかによる調査と集計がなされ、その大部の報告書が協調会発行の冊子として発表されている。今回、柏書房刊『協調会史料／都市・農村生活調査資料集成』に収録されたのは、それら「実査報告」のうちの主なもの約30点である。

ところで、協調会の正史となっている偕和会編『協調会史 協調会三〇年の歩み』（1965年）を見ると、巻末に「主要出版資料目録」がある。この「会史目録」で、調査報告と見なせる協調会発行の冊子を数えると、1920年から1931年のあいだに47点、1932年から1943年のあいだに46点、計93点となっている。「実査報告」をふくむ調査報告は、「会史目録」によれば、冊子体として約100点と見られる。

法政大学図書館刊『協調会文庫目録（和書の部）』（1977年）がある。この「文庫目録」で協調会

刊行の調査報告を同目録の分類にしたがって拾うと、以下ようになる。社会科学...9点, 政治...4点, 経営管理...11点, 労働問題...30点, 労働政策...13点, 労働条件...11点, 労使関係...9点, 労働運動...25点, 農業経済...45点, 計157点である。「会史目録」と「文庫目録」のあいだに60点ほどの差があることになる。

協調会文庫(大原社会問題研究所所管)の書棚で, 冊子体となった各種「調査資料」の点数を数えると, 逐次刊行物となっている場合が多くあり, 点数計算の規準が不統一にならざるをえないが, 「実査報告」も含めて約130点である。「文庫目録」による計算が裏付けられたことになる。

その際, 書棚で確認できる「調査資料」と銘打たれた調査報告には, 例えば次のようなものがあった。

- 『労働運動調査資料』(1925年~1931年)
- 『社会問題調査資料』第1輯, 特輯, 第2輯。(1925年)。(確認分)
- 『海外労働事情資料』第一輯(1931年)
- 『農村問題資料』第4輯(1929年)~第136輯(1935年)。(確認分)
- 『農村事情に関する調査』第1輯(1924年)~第3輯(1925年)
- 『新産業平和政策資料』第1輯(1939年)~第3輯(1941年)

以上は, 冊子体として数えることができる協調会の調査報告である。冊子体になっていない調査報告を数えるとなると, その量は飛躍的に増大する。

旧協調会図書館所蔵図書とは別に, 協調会の労働課, 調査課などに保存されていた報告文書ファイルがある。その総量は, すでに確認された分で, 5000点, 120,000ページと計算されている。この資料は, 114巻のリール, 65,605コマのマイクロ・フィルムとして復刻された。『日本社会労働運動資料集成』(柏書房, 2001年)がそれである。

そもそも, 協調会が発行した『社会政策時報』誌と『労働年鑑』が, 「実査報告」や「調査資料」などを公表する協調会調査報告の媒体となっていた。戦間期から準戦時期にかけてこの二つのメディアによって伝達された大量の情報の流れとして協調会の調査報告はとらえられるべきであろう。

まず, 『社会政策時報』誌で見れば, 発行期間は第一次大戦直後の1920年9月から第二次大戦直後の1946年7月までであり, 同誌に発表された「実査報告」を含む「調査資料」類の点数は, 試算によれば, 1920年代で年平均75点, 1930年代で年平均100点である。同誌が発行されていた27年間の掲載点数は, 約2000点と数えることができるのである。ただし, この場合, 報告者は, 協調会所属者に限定されない「協調会関係者」となる。

次に, 『労働年鑑』で見れば, それはまず, 1925年以降, 『各国労働界の情勢』として刊行され, 1928年から『海外労働年鑑』となり, 1933年から1942年まで『労働年鑑』となって, 大原社研の『日本労働年鑑』より1年多く戦時体制に食い込んだ形で刊行されている。ただし, 大原社研の『日本労働年鑑』(戦前版)は1920年から1941年まで21年間発行されたが, 協調会の『労働年鑑』は『各国労働界の情勢』から数えて通算17年間の刊行であった。それにもせよ, 戦間期から準戦時期にかけて発行された協調会の『労働年鑑』は, その総体が, 協調会による国内国外の社会・労働情勢の調査報告を意味し「調査資料」の提供を意味していた。年鑑各年の目次から小項目を拾って数え, それを年次別の調査報告として集計すると, 1冊平均50点となり, 17年間で850点になる。こ

の場合、報告者は、協調会それ自体となっていた。

社会調査は、政府の官庁統計とちがって、国家機構の内部に浸潤する社会関係の把握を目的としている。協調会の調査事業が残した記録は、「大日本帝国」を名乗る国家体制の内部に進展する社会状況が、数百点、あるいは数千点の事例で観測された結果となっている。

### 3 「労働調査」から「指導調査」へ

社会調査というと、まずなによりも最初に想起されるのは労働調査としての『職工事情』（農商務省、1903年）であり、そこにおける日本資本主義の原始的蓄積過程における原生的労働関係を浮上させた生々しい調査記録である。しかし、協調会の社会調査において『職工事情』のような労働調査が積極的に取り組まれることはなかった。

そもそも、『職工事情』の実質的な編纂者であった桑田熊蔵が、設立当初の協調会常務理事であったにもかかわらず、その桑田が、協調会発足後1年足らずで更迭されているのである。工場法の制定を目途とする『職工事情』を編纂させたのは、被救恤窮民救済策としての社会政策論であったが、協調会設立にあたって日本的温情主義の克服が課題とされる経過があったのである。設立直後の協調会が課題としたのは、労働者の貧困実態の把握ではなく、労働組合法の制定、工場委員会制度、工場法の改正、職業紹介所の設置、失業保険制度、産業福利、解雇手当、労働者教育など社会政策展開についての調査・研究であった。

協調会が以前にも増して調査・研究活動に積極的な取り組みを見せるようになったのは1930年代の「非常時局」に入ってからである。この段階における調査・研究活動の新展開について、さきに見た協調会の正史（偕和会編『協調会史』1965年）は、「時局の推移に従って本会の活動も自らその重点が異ならざるを得なかつた」と説明している。「例えば、調査活動に於いても従来は労働争議とか労働運動の動向とか言う様なことに重点が置かれて居つた時期もあつたが、今や時勢の推移は斯かる問題に重点を置くことを許さず、寧ろより広範囲に経済的方面、産業的方面に重点を置き之れに関連して各方面の調査を進めると言う様に変改して行かざるを得なかつた」のである。そこで登場するのが「埼玉県川口町及び井泉村に実施した工業地及び農村に於ける実地調査並びに指導」であった（『協調会史』p.67.）。

川口町鑄物業調査および井泉村農村調査は1932年に開始され、その目的は「経済不況に喘ぐ中小工業地及び農村の実態を調査し、その経済的更生の途を指示する」ところに置かれていた（『協調会史』p.67.）。この段階における協調会の社会調査は「指導調査」であった。したがって、調査結果は直ちに政策施行に移された。二地点における調査に基づいてなされた「経済更生のための指導」は次のようなものであったとされている。

川口町 協調会の斡旋により同業者間の連絡協調のための工業組合を設立。

経営改善を目的とする原価計算および記帳のための工場管理研究会の設置。

職工の補導教育のための徒弟学校設立。

労資懇談会の開催。のちに産業協力倶楽部となる。

精神作興のための講演会の開催。

井泉村 農業経営指導のための井泉村経済厚生委員会の設置。

(1935年以降の井泉村における新穀感謝祭にも注目したい。高橋『戦間期日本の社会研究センター／大原社研と協調会』柏書房，2001年，pp.262-265.)

以上のような「指導調査」の成果について，協調会の正史は，まさに「正史」としての評価を与えている。「嘗ては著名な争議地」であった川口町であったが，協調会の「指導調査」のあと「争議はその跡を絶ち，平和なる工場地として厚生機の運に向うに至つた」のであった。井泉村は，協調会の「指導調査」のあと政府の「更生計画村」としての「指定」を受け，「本会の指導の下に更生運動が実施された」のであった(『協調会史』p.69.)

そのような「正史」としての評価内容はさておくとして，1930年代の初頭になされた「指導調査」の調査内容に注目したい。かつての『職工事情』において，調査項目は，労働時間，雇用関係，賃金，住居，衛生，共済，風紀，教育などとされていた。それらは，労使関係における賃労働者の側の労働条件の把握を目的とする調査項目の設定であった。

それと異なつて，『川口鑄物業実地調査』(協調会労働課，1933年)における調査項目は，町勢，沿革，産業，交通，官公署，鑄物業，工場数，職工数，企業形態，設備，業者の資力，労働組合，争議，生活状態，所帯主収入・支出，困憊事情などとなつていた。『井泉村基本調査』(協調会農村課，1934年)を見ると，そこにおける調査項目は，沿革，地勢，交通，通信，戸口，土地，水利，生産，販売，粗収入，金融，負債，税負担，農業団体，教育，神社・仏閣，村の行事，小作関係，小作争議，地主・小作関係，農業委員会，互助会，村財政，などであった。ここに見られるのは，特定の地域における生産者の具体的な生活構造を消費生活にまで目配りして分析的に再構成することを意図した調査項目であった。

かつての労働調査，そしてまた農村調査は，協調会の「指導調査」において国民生活調査へと変貌していった。戦前の日本の社会調査の歴史において，労働調査・農村調査が家計調査となり，家計調査が国民生活調査となつていく大きな流れがあつた。そのような流れにおける協調会の「指導調査」であった。

#### 4 「国民生活調査」の展開

日中戦争へのめり込む状況とともにあつたのは，国民生活における緊張度のたかまりであった。社会調査は，社会問題対応の域を越え，戦時社会政策に対応する国家政策立案の基礎作業であるとの意義付けで取り組まれるにいたつた。

江口英一「労働と生活の全体的把握 戦後社会調査への布石」(『日本社会調査の水脈』法律文化社，1990年，所収)において，満州事変から日中戦争突入の時代にかけて積極的に展開された国民生活調査の動向を代表する文献として，次の三点が挙げられている。

永野順造『国民生活の分析』時潮社，1939年。

籠山京『国民生活の構造』長門屋書房，1943年。

大河内一男編『国民生活の課題』日本評論社，1943年。

これら三点の著者・編者は，いずれも協調会の関係者であった。永野順造は，協調会の調査員で

あった。籠山京は、『社会政策時報』に寄稿するなど、協調会の調査・研究活動に参加する一人であった。籠山は、戦後、協調会の後身である中央労働学園専門学校、同労働学園大学の教授となっている<sup>(1)</sup>。大河内一男は、東京帝国大学在職のまま、協調会の最後の時期における理事を務め、協調会社会政策学院の最後の時期における院長を務めている。

戦時社会政策としての国民生活調査は、協調会と密着した形で展開されていた。ここでは、プロフェッショナルな調査マンとして、「非常時局下」の「国民生活」を「分析」し、その「構造」の解明に取り組んでいた永野順造と籠山京に注目することにしたい。講座派の山田盛太郎と平野義太郎によって日本資本主義の形成が「分析」され「機構」が明らかにされたように、戦間期から戦時期にかけての日本資本主義の貧困は、永野と籠山の二人によって「分析」され「構造」の解明が試みられたと見ることができよう。

#### (1) 永野順造による「最低収入」算出

永野順造の国民生活調査論は、永野の『綴方教室』の生活構造（永野『国民生活の分析』時潮社、1939年、第六章）という論によく示されるものとなっている。永野は、豊田正子の「綴り方」から、「荒川放水路の堤防の陰」の「堤防より低い屋根」の長屋に住む「ブリキ職人」一家の生活費を算出する。永野の視点は、「収入」すなわち生活費は「生産生活と消費生活との結合点」であるとするものであり、生活費の実態把握から「生活史の概観」を目指すものとなっていた。

永野は、「最近に於ける国民生活の推移」というテーマで、日中戦争全面展開以前と以後の国民生活の実態の比較分析に取り組んだ（『国民生活の分析』第一章）。永野は、そこで、「最低収入」算出という準戦時体制下の社会政策論を展開したのであるが、その場合、次のような理論的前提が明示されていた。国民生活の安定は、国民の体位向上によってもたらされる。国民生活の安定によって、時局の要望である出生率の向上を実現できる。国民生活の安定への配慮なしに、戦時体制としての労働力の移動を円滑に推進することはできない（同上『国民生活の分析』序説）。

協調会調査員としての永野は、「栄養食と必要最低収入」（同上『国民生活の分析』第二章）というテーマ分析で「最低収入」を算出して見せた。永野のこの分析は、協調会が「指導調査」を実施した川口町において1934年から実施され、3年余の実績を持っていた「栄養食配給所」のデータを使い、『栄養食』を摂取するための最低収入」を算出したものである。

永野の国民生活調査は、その成果を集成し、『国民生活の分析』として公刊するにあたっては、その「序」で、「東亜新秩序の樹立」をうたわなければならなかった。「新秩序」樹立のために「必然的要請」とされる「総親和総努力」の根底となるのが「国民生活の安定向上」であるという論理を構築しなければならなかった。第二次大戦後、戦前・戦時中の社会政策論の成果である「国民生活調査」の継承が表立ってなされることがなかったのは、「国民生活調査」論の展開が時局に迎合した前提でなされていたからであった。

第二次大戦終了直後、日本資本主義に関する「講座派的分析」が脚光を浴び、日本資本主義の特

(1) 柏書房刊『協調会史料／都市・農村生活調査資料集成』の「解説／解題」で、私が、籠山を協調会の調査員としたのは誤りであったので訂正させていただく。籠山は協調会の調査に参加してはいたが、協調会の専任調査員ではなかった。

性がその原始的蓄積過程の分析で説かれる状況にあつては、原生的労働関係を露わにする『職工事情』などの労働調査の意義があらためて確認されることになった。労働調査評価の状況にあつて、「国民生活調査」は影をひそめる存在でしかありえなかった。

## (2) 籠山京による「最低標準生活」の析出

籠山京の『国民生活の構造』も、戦時体制下にあつて、永野順造の『国民生活の分析』「序」と同じような「小序」を前提に公刊されていた。籠山は言う。「決戦下の国民生活」に要請されているのは「戦争遂行力の増強」であり、それは「労働力の最高度発揮」を意味し、そのために必要なのは本書が試みた「国民生活の分析」である、と。

時代の要請に応える形でなされた社会調査であったが、調査の基底に置かれていたのは、ある普遍的な理念を具体的に把握する企図であった。たとえば、籠山は、1941年に協調会最低生活費研究委員会の委員となって戦時体制下における国民生活の研究に取り組んでいる。籠山がそのように告白することはなかったのであるが、「最低生活費」を算定する発想は、「人間として価値ある生活」（ワイマール憲法）という基本的理念に導かれるものにほかならなかった。

戦間期に、大原社研、協調会、大阪市などにおいて、社会調査に従事する専門家の層が形成されていた。そのグループへ籠山を位置付けることができるが、そこで籠山は異色の存在であった。慶応大学医学部を1934年に卒業したあと、満鉄衛生研究所員、慶応大学講師、日本鋼管研究所員、日本製鉄社員を歴任している。この間に、籠山は、珪肺病やベンゾール中毒の発見で業績を挙げ、医学博士となった。同時に、生理学、公衆衛生学、労働科学の立場から設定されたテーマにしたがって各種の社会調査を試みていた。そのような籠山の戦前における業績の集積が、戦時体制下の1943年に発表された『国民生活の構造』であった<sup>(2)</sup>。

籠山の社会調査論を見ると、明治期の労働調査の実績がそれなりに評価されていることがわかる。籠山は、戦前、一般の目には触れることのなかった農商務省の『職工事情』を検討する機会に恵まれていた。日本製鉄勤務医の立場がそれを可能にしたのではなかったであろうか。しかし、籠山は、明治期の労働調査の実績にあきたらず、生活調査の領域開拓に向かったのである。労働は生活の一部にすぎないとする視点で労働時間を越えた生活時間をとらえ、労働者の人間としての生活を維持するための条件把握を企図するのが籠山の生活調査であった。労働者生活をとらえる視点は、「精神的勤労者生活」をとらえる視点、「家庭婦人」を含む「家庭生活」をとらえる視点などへと拡大されている。

たとえば、籠山が1942年に発表した京浜工業地帯の「某製鋼所」男子労働者270名を対象とする「生活状態調査」は、労働者の生活を「労働」「余暇」「休養」という「三基本状態」でとらえるものとなっていた。この調査の結果は、まず『社会政策時報』誌に発表され、そののち『国民生活の構造』に収められた。籠山の仕事は、同時代の永野順造の国民生活論や大河内一男の戦時社会政策論を視野に収めながらの作業展開であった。先に見たように、江口英一「労働と生活の全体的把握」において、籠山の仕事は、永野や大河内の業績とともに国民生活論の潮流の一端を担うものと位置

---

(2) 籠山は続けて『労働者年齢論』『勤労者休養問題の研究』（いずれも1944年刊）を発表しているとのことである。未検討。

づけられている。

戦後、満州から引き揚げた籠山は、協調会社会政策学院の後身である中央労働学園専門学校の教授となる。この専門学校は新学制で大学となり、やがて法政大学社会学部となる。籠山は、法政大学から北海道大学、上智大学へと移るが、中央労働学園時代に厚生省の委託調査として生活保護所帯に関する全国調査を行なった。その報告が、戦争直後期の籠山の著作、『貧困と人間』（河出書房、1953年）である。

戦後日本の社会調査論の起点部分に、籠山の『貧困と人間』は、東大社研の調査や江口英一の調査と並ぶ「籠山社会調査」として位置付けられた（大須真治「戦後社会調査の流れ」、前掲、江口編『日本社会調査の水脈』所収）。籠山は『貧困と人間』で、今日の貧困は働く能力を持った人々の貧困であり、今日の困窮は職業の不安定にもとづく困窮であり、それは、社会的貧困（social poverty）と理解されるべきものであるとした。ただし、籠山は、貧困を貧窮においてとらえるさいに、その貧窮にひそむ「分化分解」の主体的条件を見る視点を提示している。籠山は、ステレオタイプな貧困化論に依拠することをしなかった。

（たかはし・ひこひろ 法政大学名誉教授）

**【付記】**月例研究会の討論から。

大原社研における月例研究会の席上、私の報告に寄せられた意見は二つほどあった。いずれも1930年代から40年代前半にかけて展開された国民生活調査と、戦後、1950年に入ってから活性化する社会調査との関連に関するものであった。たとえば、東大社研の労働組合調査において、国民生活調査の方法なり問題意識なりがかなり継承されるものとなっていたとの指摘を受けた。たしかに、私の報告には、戦前の国民生活調査は戦後の労働調査に継承されていないとするニュアンスが含まれていた。そのような私の理解についての批判的質問であった。

この批判はあたっていていると思う。永野順造だけでなく清水慎三などもふくめ、協調会関係者の何人かが戦後労働運動の調査・政策部門の中核となる経過があった。そして、たとえば総評が提起したマーケット・バスケット方式など、国民生活調査における「最低収入」ないし「最低生活費」の考え方そのものであった。

ところで、新憲法25条をめぐる朝日訴訟で「国の生活保護基準は低すぎる」と指摘した国側の証人は籠山京であったが、この籠山発言の基底にあったのは、国民生活調査における「最低標準生活」の算定であり、それは、戦前から継承した普遍的理念である「人間として価値ある生活」（ワイマール憲法）の適応そのものであった。

「東亜新秩序」とか「戦争遂行力の増強」などを標榜しながら追究されつづけた「労働と生活」観念における「地域生活と消費生活」の把握や、「生活時間」観念における「休養と栄養と余暇と娯楽」の場の発見など、賃労働と資本の関係に焦点が据えられた労働調査論には欠落していた国民生活調査の新視点が、新憲法定着過程においてようやくその意義を評価される場をえていたのであった。そのような戦前からの生活調査の試みについて、戦争直後期の階級の論理の高揚期にはたしてどれだけ正当な評価が与えられていたか、その点について私の疑念は消え去っているわけではない。